富士宮市通学路防犯カメラ設置費補助金交付要綱

　（趣旨）

第１条　富士宮市は、登下校中の子供を狙った犯罪の防止を図るため、通学路防犯カメラを設置する自治会に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、富士宮市補助金交付規則（昭和５９年富士宮市規則第２号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　通学路防犯カメラ　通学路における犯罪の防止を目的として、特定の場所に継続的に設置し、通学路を撮影するビデオカメラであって、次に掲げる性能を有するものをいう。

　ア　有効画素数は、３８万画素以上であること。

　イ　終日録画し、画像データを１週間以上保存できるものであること。

　ウ　フレームレートは、毎秒４フレーム以上であること。

　エ　記録媒体は、光ディスクその他これに準ずる方法により、確実に記録しておくことができる機能を有するものであること。

⑵　自治会　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２６０条の２に規定する地縁による団体（区に限る。）をいう。

（補助の対象）

第３条　補助の対象は、通学路防犯カメラを設置する自治会とする。

２　補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、通学路防犯カメラの購入及び設置に要する経費（通学路防犯カメラを設置していることを周囲に知らせるための表示板等の購入及び製作並びに設置に要する経費を含む。）とする。ただし、次に掲げる経費を除く。

⑴　土地の取得、造成、補償等に係る経費

⑵　消耗品の交換に係る経費

⑶　維持管理のための電力受給、修繕、保守、清掃等に係る経費

⑷　前３号に掲げるもののほか、補助の対象として適当でないと市長が認める経費

（補助金の額等）

第４条　補助金の額は、１台当たり補助対象経費の２分の１以内の額　（１，０００円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とし、１５万円を限度とする。

２　補助の対象となる通学路防犯カメラの設置は、１自治会につき２台分までとする。

（その他）

第５条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、令和２年１０月１日から施行する。